

回 覧

平成25年2月1日 (三股町役場)

.
.

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内 容】 |
|-------------------|--|---|
| 1. 募 集 | 表紙 ◆ 児童厚生員登録者募集のお知らせ |  |
| | 1 ◆ 町営塚原団地B棟入居者募集のお知らせ | |
| | 2 ◆ 【塚原団地B棟 募集一覧表】 | |
| 4. お知らせ | 2・3 ◆ 三股町の町有地を売ります！ |  |
| | 3 ◆ 清掃工場（ごみ焼却場）の搬入規制のお知らせ | |
| | 3 ◆ 本町では、 ^{せんてい} 剪定枝などを受け入れて堆肥化事業に取り組んでいます | |
| | 4 ◆ 「剪定枝・刈り草を利用した堆肥」無料モニター募集のお知らせ | |
| | 5 ◆ 国民年金保険料の納め忘れはありませんか
◆ 町福祉・消費生活相談センターからのお知らせ | |
| | 6 ◆ 宮崎県ドクターヘリ 平成24年4月運航開始 | |
| | 7 ◆ 長田小学校入学児童募集のお知らせ | |
| 5. 保健と福祉
(子ども) | 7 ◆ 平成25年度に小学校に入学するお子さん
(平成18年4月2日～19年4月1日生まれ)の保護者の皆さんへ | |
| | 8 ◆ 平成25年度 放課後児童クラブ利用のご案内 | |
| | 9 ◆ 麻しん・風しん混合ワクチン(MRワクチン)の予防接種のお知らせ | |
| 6. 保健と福祉(一般) | 9 ◆ 「三州健康教室」開催のお知らせ | |
| 8. 農林畜産業関連 | 10 ◆ 畜産農家の皆さんへ | |
| 9. 相 談 | 10 ◆ 「公正証書作成についての無料相談」のご案内 |  |
| | 11 ◆ 「平成24年度こころの健康づくり講演会」開催のお知らせ
◆ 「こころの健康相談」のご案内 | |
| | 12 ◆ 「人権相談」のご案内
◆ 「弁護士による無料法律相談」のご案内 | |
| | ◆ 「ふれあい福祉相談」のご案内
◆ 交通事故無料相談のご案内 | |

1. 募集

募集中

◆ 児童厚生員登録者募集のお知らせ

町では、児童館・児童クラブで働く児童厚生員の募集を行っています。
児童厚生員の仕事は、昼間、仕事などで、保護者が家にいない小学校低学年の児童に、適切な遊び・生活の場を提供するといった、児童の健全な育成を図り、手助けすることです。希望する人は、履歴書の提出をお願いします。

勤務時間	○月曜日～金曜日・・・午後2時～6時（小学校に合わせて） ○土曜日・春休み・夏休み・冬休み ・・・午前8時～午後6時 (早出・遅出あり、休憩1時間あり)
休 日	○週休2日（日曜日+交代で1日） ○祝日・お盆（8月13～15日）・ 年末年始（12月29日～翌年1月3日）
給 与	年間96万円～100万円程度（社会保険なし）
登録条件	○子どもが好きな人 ○保育士または教諭の資格がある人など ○年齢55歳ぐらいまでで、子どもと一緒に遊ぶ体力のある人
書類提出 場 所	福祉課 児童福祉係 （1階 ⑥番窓口）

★詳細については、お問い合わせください。



※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

（☎52-1111・内線166）をお願いします。

◆ 町営塚原団地B棟入居者募集のお知らせ

本年度、新たに町営塚原団地B棟が完成しますので、次の通り入居者の募集を行います。

なお、今回の入居者募集については、少子化対策などの優先措置を設けています。

申し込み方法、申し込み基準や選考方法などは、申し込み書類配布時に都市整備課 建築係窓口（2階 ⑨番窓口）で説明します。

1. 募集戸数（詳細は別表の通り）

- 2K … 8戸（高齢者用住宅2戸を含む）
- 3DK … 33戸（身体障害者用住宅1戸を含む）

2. 申し込み資格

- ①現在、住宅に困窮していることが明らかな人
（原則、公営住宅に住んでいる人、持ち家がある人は申し込みできません）
- ②現在、同居し、または同居しようとする親族（婚約者を含む）があること
（例外として、次の3項目のどれかに当てはまる場合は、単身者として申し込みできます。ただし、単身者用は2Kのみの申し込みになります）
 - ・昭和31年4月1日以前に生まれた人
 - ・生活保護受給者
 - ・身体障害者手帳（1級～4級）を交付されている人
- ③市町村税の滞納がないこと
- ④公営住宅入居資格収入基準15万8,000円以下であること
入居者により収入基準21万4,000円以下（裁量世帯）に該当する場合もあります *基準額は月額です
- ⑤暴力団の構成員でないこと
- ⑥入居後、団地での共同生活ができる人

3. 申し込み書類の配布・受け付け期間・場所

	申し込み書類の配布	申し込み受け付け
期 間	2月1日(金)～3月1日(金) (土・日・祝日を除く)	2月18日(月)～3月1日(金) (土・日を除く)
時 間	午前8時30分～午後5時	
場 所	役場 2階 都市整備課 建築係 (⑨番窓口)	

★申し込み書には添付する書類が多数あります

4. 抽選会（申し込み書類審査合格者のみ抽選会に参加できます）

日 時・・・3月18日(月) 午後1時30分～

会 場・・・役場 4階 第1会議室（エレベーターをご利用ください）

5. 入居者募集の優先区分

入居資格を満たして優先区分のどれかに当てはまる世帯は、該当する優先区分の優先世帯となります。

【優先世帯の優先措置】

申し込んだ団地の抽選の際、「優先世帯のみの抽選」と「申し込み者全員の抽選」の計2回抽選に参加できます。

まず、優先世帯のみで抽選を行い、当選者を決めます。

次に、申し込み者全員（当選した優先世帯を除く）で抽選を行い、当選者を決めます。

上記の通り、「抽選が優先される」ということであり、優先して入居できるということではありません。

① 優先区分A…（32戸）3DKタイプ

★子育て支援

◎小学生以下の児童〈平成25年度〉を含む世帯

② 優先区分B…（1戸）3DKタイプ

★身体（歩行）障害者

◎下肢または体幹の機能障害により身体障害者手帳の交付を受けており、かつ車いすを常用している人がいる世帯

*申し込みの際には身体障害者手帳の写しが必要です

*福祉課とも協議します

③ 優先区分C…（2戸）2Kタイプ

★高齢者

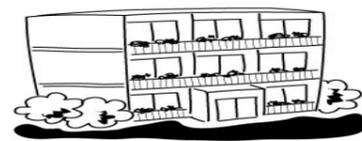
◎65歳以上の人〈平成25年4月1日時点〉を含む世帯（単身者でも申し込みできます）

*福祉課とも協議します

【塚原団地B棟 募集一覧表】

間取り	階数	募集戸数	家賃(円)	備考
(2K) 和室6畳 洋室約6畳 台所	1階	2戸(※)	1万6,000円	エレベーターあり 三股小学校区 下水道使用料あり 共益費あり 駐車場使用料あり
	2階	3戸	~ 2万3,900円	
	3階	3戸	(予定)	
(3DK) 和室6畳 洋室約6畳 洋室約7畳 DK	1階	11戸(※)	2万900円	
	2階	11戸	~ 3万1,200円	
	3階	11戸	(予定)	

(※) 2K [1階] の2戸は高齢者用、3DK [1階] の1戸は身体障害者用となっています



※お問い合わせは、都市整備課 建築係 (2階 ⑨番窓口)

(☎52-1111・内線242・243) にお願ひします。

4. お知らせ

三股町の町有地を売ります!

ご好評につき

平成24年度
第2弾

1. 公売物件

物件No.	売却土地	面積・坪数	地目	予定価格
①	三股町大字蓼池字牛ヶ廻 2289番地1ほか2筆	5,378平方 [㍎]	宅地	1,500万円
		約1,630坪		
入札に際して、各種条件が設定されています。詳しくはお問い合わせください。				
②	三股町大字宮村字畑田 3499番4(旧宮村住宅用地)	460平方 [㍎]	宅地	200万円
		約139坪		
値下げしました。小学生以下の子どもがいる場合は、80万円の奨励金制度あり。				
③	三股町大字樺山字榎掘 4672番124	87平方 [㍎]	雑種地	28万7,100円
		約26坪		
前原ストア北向かいの角地です。お求めやすい価格になっています。				

2. お申し込みについてお知らせ

- 公売の方法 : 一般競争入札
 - 入札日時・場所 :
 - <日時> 2月27日(水) 午前10時~
 - <場所> 役場4階 第1会議室 (エレベーターをご利用ください)
 - 入札申し込み受け付け期間 :
 - 2月12日(火) ~ 25日(月) (土・日を除く)
 - 受け付け時間・・・午前9時~午後4時
 - ①~③の物件それぞれについて、町指定の用紙で町総務課行政係へお申し込みください
 - 用紙は町総務課行政係に用意してあります
 - 入札保証金 : ご自身の入札価格の5%以上
 ☆落札した場合は契約保証金に充当します。それ以外は返金します
 - 契約保証金 : 契約金額の10%以上必要
 - そのほか経費 : 契約書の収入印紙や登録免除税などが必要になります
- *必ず現地を下見してからお申し込みください!**



※お申し込み・お問い合わせは、
 総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）
 ☎52-1111（内線232・234）
 お気軽にお問い合わせください

お買い得だよ！
 この機会を見逃さないでね



じゃんかん君

◆ 清掃工場（ごみ焼却場）の搬入規制のお知らせ

都城市清掃工場（ごみ焼却場）が定期点検のため、次の期間は粗大ごみ（木製家具・畳類・じゅうたんなど）、庭木などの^{せんてい}剪定くず、草木などの搬入ができません。

大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

搬入規制期間
2月1日（金）～26日（火）

◎工期などの都合で変更する場合や、整備期間以降も破砕機などが使用できず、搬入できない場合があります。**必ず清掃工場へご確認ください。**

再利用可能な木製家具は、都城市リサイクルプラザ（☎36-3900）で再利用しますので、ご相談ください。



※お問い合わせは、都城市清掃工場（☎23-0277）をお願いします。

◆ 本町では、^{せんてい}剪定枝などを受け入れて

堆肥化事業に取り組んでいます

町内で発生した剪定枝などを堆肥化することにより、ごみの減量化・資源化を図り、生成した堆肥を利用することで「循環型社会」を形成していきます。

剪定枝などの受け入れは、次の通り行なっています。

また、できあがった堆肥は、無料で配布していますので、ご活用ください（詳しくは次頁の「剪定枝・刈り草を利用した堆肥無料モニター募集のお知らせ」をご覧ください）。

◎受け入れ対象

町内の一斉清掃・地区の清掃・学校などボランティア・家庭から出される剪定枝・刈り草です。



〈ご注意〉

*受け入れる剪定枝の太さは直径10㎝以下のものです。それ以上の太さのものは受け入れできません

*良質の堆肥とするためには、異物の混入は厳禁です。たばこの吸い殻やビニール類、紙類、小石、木材、板など枝・葉以外のものは混ぜないでください

◎受け入れ日時

月～金 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分
 土・日 午前8時30分～11時30分
 （ただし、祝日を除く）

◎受け入れ場所

三股町一般廃棄物最終処分場（クリーンヒルみまた）☎52-5424
 （三股町大字長田1233番地1）



◆「剪定枝・刈り草を利用した堆肥」無料モニター募集のお知らせ

町では、ごみの減量化・資源化を目的として、町内で発生した剪定枝・刈り草などを堆肥化し、その堆肥を利用することで「循環型社会」の形成を目指しています。

剪定枝・刈り草を利用した堆肥が「どのような作物と相性がいいのか」また、「どれくらいの使用量が適正なのか」などについて、町民の皆さんのご協力のもとに実証試験を行うこととし、そのためのモニターを募集しています。家庭菜園、農業や庭・プランターの花などにご活用ください。

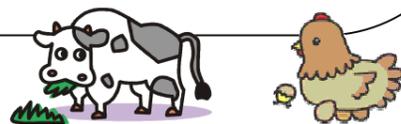


条件は次の通りです。

- 三股町内に住んでいる人
- ごみ減量化に関心のある人
- 自分で堆肥を三股町最終処分場まで取りに行ける人
- アンケートに必ず回答できる人
- 下記事項に同意できる人

剪定枝・刈り草堆肥は、試験的な製品のため、特に以下の点にご注意ください。

- 刈り取った草を堆肥化するときに、混ざっていたごみや石は極力取り除いていますが、取りきれなかったごみや石が混ざっていることがあります。
- 栽培する作物によっては、向き不向きがあります。
- 堆肥には、雑草の種が入り込んでいる場合があります。
- 申し込み多数の場合、堆肥の量などご希望に添えないことがあります。
- 万が一、耕作地や作物などに影響を及ぼした場合、当町では責任を負いかねます。ご了承ください。



●剪定枝・刈り草を利用した堆肥について

三股町一般廃棄物最終処分場に持ち込まれた剪定枝や刈り草を破碎処理し、牛ふんと鶏ふんを混ぜて約2カ月間発酵させたものです。

●モニター申し込み・堆肥受け取り日時

3月30日(土)まで(日・祝日は除く)

申し込み 受け取り 時間	月、 金	午前 8時30分 ~ 正午
		午後 1時 ~ 4時30分
	土	午前 8時30分 ~ 11時30分

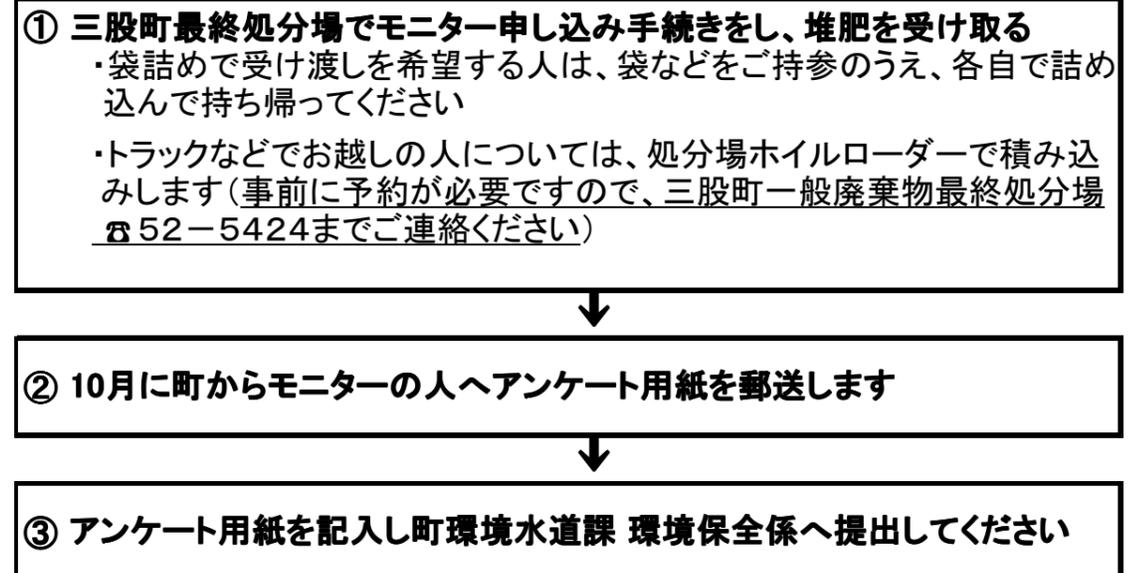
ただし、堆肥が無くなり次第、終了します。ご了承ください。

●モニター申し込み・堆肥受け取り場所

三股町一般廃棄物最終処分場 (クリーンヒルみまた) ☎52-5424

(三股町大字長田1233番地1)

申し込みからアンケート提出までの流れ



※お問い合わせは、環境水道課 環境保全係 (2階 ⑩番窓口)

(☎52-1111・内線264・265) にお願ひします。

◆ 国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金は、老後の生活、障害や死亡などもしものときにあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと、将来の年金を受け取ることができなくなるばかりか、障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。

もしものときに後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう。◎納期は該当月の翌月末までです。

《国民年金保険料の納付が困難なときは》

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難な人は、町民保健課 国保年金係（1階 ③番窓口）で手続きをしてください。

納付が困難なときは	30歳未満の人は	学生は
保険料免除制度	若年者納付猶予制度	学生納付特例制度
本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請する場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が全額免除または一部納付（「4分の3」「2分の1」「4分の1」）になります	30歳未満の人で本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請する場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます	学生で本人の前年所得（1月から3月までに申請する場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます

★保険料免除などの承認された期間（多段階免除承認期間において一部納付がない期間は除かれます）は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。また、失業した人は、離職票や雇用保険受給資格者証などを添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もあります。ご相談ください。

※お問い合わせは、

都城年金事務所（☎23-2571）

町民保健課 国保年金係（1階 ③番窓口）

（☎52-1111・内線113）をお願いします。

◆ 町福祉・消費生活相談センターからのお知らせ

新鮮情報

第7号

気を付けて下さい!!

かたし商法

にせ
「偽町職員による浄水器の販売に注意してください!!」

事例1 「水道水の検査に来た」と言ってコップにくんだ水道水に薬品を入れ、水が変色する様子を見せ、「体に悪い水です」と説明し、浄水器を取り付ける。

事例2 「水道水の点検に来た」と言って水道管を調べ、「水道管が汚れている。清掃をしないと健康に悪い」と、水道管を断りなく清掃し、高額な料金を請求する。

ひと言 助言

- ★水道水には消毒用の塩素が含まれるため、試薬が塩素に反応し変色します。
- ★町から訪問して物を売ったり、水道管の清掃などをすることはありません。
- ★不審に思われたときは、町の「環境水道課」か「町福祉・消費生活相談センター」へお問い合わせください。

※お問い合わせ・ご相談は、

環境水道課 上水道係（☎52-1111・内線271）

町福祉・消費生活相談センター（☎52-0999）をお願いします。

宮崎県ドクターヘリ 平成24年4月運航開始

平成24年4月、宮崎大学医学部附属病院において、救命救急センターの開設と合わせて、ドクターヘリの運航が開始されました。

★現在、本町では「旭ヶ丘運動公園 陸上競技場」と「ふれあい中央広場（元気の杜の南側広場）」の2カ所が離着陸場所に指定されています。

今後、新たに指定箇所が増える予定です。

ドクターヘリとは救急専用の医療機器を装備し、医師や看護師が搭乗して救命医療を行う専用ヘリコプターです。

ドクターヘリは基地病院である宮崎大学医学部附属病院に常駐し、消防機関などからの出動要請に基づき、救急現場に出動し、患者を治療するとともに、いち早く医療機関へ搬送します。

ドクターヘリの運航により救命率の向上や後遺症の軽減が図られ、県民の安全・安心な暮らしの実現につながります。

ドクターヘリについてご理解いただき、安全かつ円滑な運航にご協力をお願いします。

○ 基地病院 宮崎大学医学部附属病院

○ 運航範囲 県内全域

ドクターヘリが離着陸する場所付近の皆さんには、一時的な騒音や風などによりご迷惑をお掛けすることがあるかもしれません。人命救助というドクターヘリの役割をご理解のうえ、ご協力をお願いします



～ドクターヘリに関するQ&A～

Q1. ドクターヘリの要請は誰でもできるのですか？

A 出動要請は、一般の県民の皆さんから行うことはできません。119番通報を受けた消防機関などが患者の重症度などを判断して要請を行うこととなります。

Q2. ドクターヘリを利用した場合、費用は掛かりますか？

A ドクターヘリによる搬送自体に費用は掛かりませんが、救急現場やドクターヘリの中で行われた医療行為については、医療保険制度に基づく患者負担が発生します。

Q3. ドクターヘリで搬送される医療機関はどこですか？

A 搬送される医療機関は、基地病院である宮崎大学医学部附属病院やそのほかの医療機関の中からドクターヘリの搭乗医師が患者の容体や搬送時間などを考慮して決定します。

Q4. ドクターヘリはどこに着陸するのですか？

A ドクターヘリは原則としてあらかじめ設定した離着陸場所（公園や学校のグラウンドなど）の中から消防機関などが最適と判断した場所に着陸します。それ以外の場所でも着陸可能なスペースがあり、安全が確保できれば緊急的に着陸することがあります。

★本町では現在「旭ヶ丘運動公園 陸上競技場」と「ふれあい中央広場（元気の杜の南側広場）」の2カ所が指定されています。

Q5. ドクターヘリの運行時間はどうなっているのですか？

A 原則として午前8時30分から日没30分前まで、土日も含めて毎日運航します。ただし、悪天候の場合は運航できないことがあります。

～安全な運航のための県民の皆さんへのお願い～

- ヘリが着陸する場所から退避してください
- 着陸後は救命治療を行いますので、近寄らないでください

※お問い合わせは、

宮崎県医療薬務科 (☎0985-26-7451)

宮崎大学医学部総務課 (☎0985-85-9007)

町総務課 危機管理係 (☎52-1111・内線231・233)

をお願いします。

◆ 長田小学校入学児童募集のお知らせ

小規模特認校制度を利用して、
長田小学校で学びませんか？



町教育委員会では平成18年4月から「小規模特認校制度」を取り入れ、通学区域の弾力化を図っています。

制度の目的	自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かし、心身の健康増進・体力づくりとともに、学ぶ楽しさと豊かな人間性を目指したいと希望する保護者と児童に一定の条件のもと、通学区域外からの転入学を認めるものです。
対象校	長田小学校
転入学の条件	<p>①この制度を利用できる児童 本来、三股小学校・勝岡小学校・三股西小学校へ通う生徒</p> <p>②必要書類 長田小学校への転入学希望については、必ず在籍学校長と相談を行い、了承のうえ手続きを行ってください。また、その際、在籍学校長および長田小学校長の意見書が必要になります。新入学児童については、町教育委員会へお問い合わせください。</p> <p>③要件 長田小学校への児童の登下校については保護者の責任において送迎を行うこととなります。また、町のコミュニティバス（くいまーる）の利用が可能なときは、その利用が認められます。長田小学校のPTA活動や学校の行事などへの積極的な参加・協力が必要となります。</p> <p>④在学期間・・・1年以上で、原則として卒業までとします。</p>

募集期間：2月4日（月）～28日（木）まで

申し込み：教育課 学校教育係に直接申し込んでください。

☆申込用紙は、教育課 学校教育係に準備してあります。

※お問い合わせは、教育課 学校教育係（中央公民館内）
（☎52-1111・内線423・425）をお願いします。

5. 保健と福祉（子ども）

◆ 平成25年度に小学校に入学するお子さん
（平成18年4月2日～19年4月1日生まれ）
の保護者の皆さんへ



定期の予防接種は終わっていますか？小学校に入学する前に終わらせておきましょう。

◎定期の予防接種とは、予防接種法で定められたもので、一定の年齢になったら受けることが望ましいとされています。保護者には努力義務が課せられています。

定期の予防接種	無料接種期限 (接種費用を町が負担し、 無料で受けられる期限)	無料接種期限後の 自己負担額
①3種混合 (ジフテリア、百日せき、 破傷風) ②ポリオ ③日本脳炎 *4種混合ワクチン (ジフテリア、百日せき、 破傷風、不活化ポリオ)	生後90か月まで (7歳6か月まで)	①3種混合：約7,000円 ②ポリオ：約1万円 ③日本脳炎：約7,000円 *4種混合ワクチン：約1万円
④麻しん・風しん混合ワクチン または麻しんワクチン、 風しんワクチン	3月31日（日）まで	④麻しん・風しん混合 ワクチン：約1万円

*①3種混合・②ポリオ未接種の人は、4種混合ワクチンを受けることができます

★ポリオの予防接種は、生ポリオワクチン(集団接種で口から飲むワクチン)から不活化ポリオワクチン(個別で医療機関で注射するワクチン)となりました。

★日本脳炎は、特例措置で平成7年6月1日生まれから平成19年4月1日生まれの人は90か月を過ぎても定期予防接種として接種できます。

●指定医療機関は「三股町予防接種カレンダーH24.11」または「町公式サイト」をご覧ください。

- ◎受けるときは、母子健康手帳を持っていきましょう
- ◎母子健康手帳に予防接種接種済みの記録を残しておきましょう
- ◎期限を過ぎると、任意接種となり全額自己負担になります

※お問い合わせは、
健康管理センター（☎52-8481）をお願いします。

◆ 平成25年度 放課後児童クラブ利用のご案内

【放課後児童健全育成事業】

放課後児童クラブは、町内12カ所で、放課後に就労などで保護者がいない小学校1年生から3年生の児童に、適切な遊び・生活の場を与え、その健全な育成につなげることを目的としています。利用するには、児童クラブへの「登録」が必要です。登録を希望する保護者は新規・継続を問わず必ず**申請**してください。

1. 開設日、開設時間など

開設日	月曜日～土曜日	
開設時間	学校開校日	午後2時～6時
	土曜日・夏休み・冬休み・春休み	午前9時～午後6時（無料） 午前8時～午後6時（有料）
休館	日曜日、祝日、お盆（8月13～15日） 年末年始（12月29日～翌年1月3日）	
登録期間	4月1日（月）～平成26年3月31日（月）	

2. 対象児童

- (1) 放課後に就労などで保護者のいない児童
★原則として平成25年4月現在で小学1年生から3年生までの児童
- (2) そのほか健全育成を図る必要がある児童
- (3) 開館日数の「2分の1」以上利用する児童

3. 登録申請

1) 放課後児童クラブに登録を希望する児童の保護者は、①「放課後児童クラブ登録申請書」と②「就労・内職証明書」を提出してください（放課後児童クラブの定員を超える場合は、調整のうえ決定します。必ずしも希望の放課後児童クラブに登録できるとは限りませんのでご了承ください）。

○配布・・・**2月1日（金）～**

希望する放課後児童クラブで申請書類を受け取ってください

○申請期間・・・**2月18日（月）～3月9日（土）**

○書類提出先・・・各放課後児童クラブ実施児童館など

2) 午前8時～午後6時（有料）の登録（予定） *希望者のみ

○対象・・・午前8時から利用を希望する人

○申請・・・登録児童クラブで、希望する月ごとに申請手続きを行う

○利用料金・・・月額1人2,000円（割引・払い戻しなし）

★有料分については、現地点の実施予定です。詳細は4月に各児童クラブでお知らせします。

4. 登録許可

申請期間内の申請者には3月中旬以降に、各児童館より「**三股町放課後児童クラブ登録許可書**」を渡します。

5. 実施児童クラブ

名称	開設場所	電話番号
三股小児童クラブ	三股小児童クラブ室	51-0606
プラザ児童クラブ	第2地区交流プラザ	52-1099
上米児童クラブ	上米満児童館	52-4373
新馬場児童クラブ	新馬場児童館	52-3948
東原児童クラブ	東原児童館	52-0336
今市児童クラブ	今市児童館	52-1814
植木児童クラブ	植木児童館	52-1092
蓼池児童クラブ	蓼池児童館	52-3947
前目児童クラブ	前目児童館	52-4844
梶山児童クラブ	梶山児童館	52-1251
長田児童クラブ	長田児童館	54-1213
宮村児童クラブ	宮村児童館	52-5533



6. 帰宅時などの送迎

児童の送迎は保護者の責任において行うのが原則です。

学校終了後、児童は直接クラブへ向かい、帰宅の際は午後6時までに迎えが必要です。土曜日、夏休みなどは送迎をお願いします。

※お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）（☎52-1111・内線166）
または、各実施児童クラブなどをお願いします。

◆ 麻しん・風しん混合ワクチン(MRワクチン)の 予防接種のお知らせ

麻しん・風しんの予防接種は、次の人を対象に、定期予防接種を実施しています。**受けていない人は、指定医療機関で早めに予防接種を受けましょう。**

ただし、予防接種対象者の住民票が三股町以外の方は、三股町の制度を受けることができませんので、住民票を登録している市町村の予防接種担当課にお問い合わせください。

《対象者と接種期限》

対象者・・・三股町に住所がある人		接種期限
1期	満1歳の幼児	2歳の誕生日前々日まで
2期	平成18年4月2日～ 平成19年4月1日生まれの人	3月31日(日)まで 
3期	平成11年4月2日～ 平成12年4月1日生まれの人	
4期	平成6年4月2日～ 平成7年4月1日生まれの人	

《接種料》 **無料** (町が約1万円負担しています)

★接種期限を過ぎると全額自己負担です(約1万円)。

《持っていくもの》

①母子健康手帳

②予診票

- ・1期と2期の方は、指定医療機関にあります。
- ・3期と4期の方は、平成24年4月に直接送付した予診票(保護者が記入し、予防接種の同意欄に保護者の自署が必要)をお持ちください。

★指定医療機関の一覧表(平成24年度 三股町予防接種カレンダー H24.11)は、役場案内または健康管理センターに置いてありますので、ご覧ください。

★指定医療機関・内容は、変更される場合があります。

★予防接種の日程・時間に制限や予約の必要な医療機関がありますので、**事前に電話をしてから行きましょう。**

※お問い合わせは、健康管理センター(☎52-8481)をお願いします。

6. 保健と福祉(一般)



◆ 「三州健康教室」開催のお知らせ

三州病院では毎月、地域の皆さんの健康維持・増進のために健康教室を開催しています。誰でも参加できますので、ご近所お誘い合わせのうえ、ご参加ください。

<日 時> **2月18日(月)** 午後3時～4時

<場 所> 三州病院3階 カンファレンス室(都城市花繰町)

<内 容> テーマ

「消化管内視鏡治療の最前線 ～食道・胃・大腸～」

講師：鹿児島大学 生活習慣病学

上村 修司 先生

<参加費> **無料**

<定 員> 60人

<申し込み方法> 電話または来院時に申し込んでください。

★予約が必要です

※お申し込み・お問い合わせは、

三州病院(☎22-0230)をお願いします。

8. 農林畜産業関連

◆ 畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は
「町内一斉消毒の日」

中国において11月に大連市、12月に江蘇省で口蹄疫ウイルス（O型）が確認されました。発生が継続しており、中国国内において口蹄疫ウイルスが広くまん延していると考えられます。これから春節を迎え、人・物の移動が盛んになり、それに伴い、日本への口蹄疫ウイルス侵入の危険性が高まることが予想されます。

本町から家畜伝染病を発生させないよう、畜舎入り口の石灰散布、踏み込み消毒槽の消毒薬、訪問記録簿記載の実施をお願いします。



- ・ 畜舎入り口への石灰散布 ・ 踏み込み消毒槽の設置 ・ 空畜舎の消毒

《次のことを守りましょう》

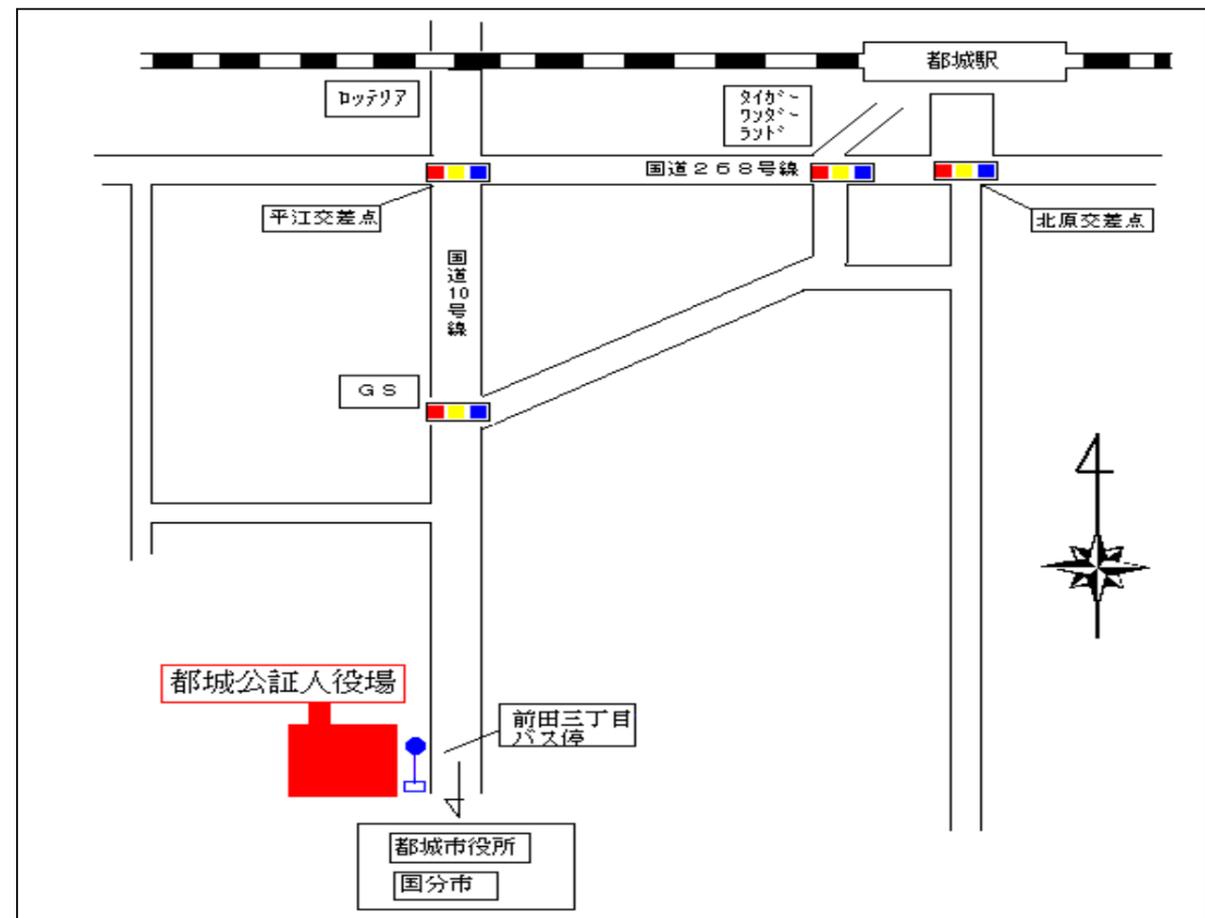
- ①長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます
- ②踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう
- ③農場訪問者の記録
日ごろから畜産関係者や飼料運搬車など農場に立ち入りする人や車がつ来たかを記録し、保存しておきましょう
- ④早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所に連絡しましょう
★消毒薬・農場訪問記録用紙の必要な人は役場で配布しています
役場3階 ⑫産業振興課まで取りに来てください

※お問い合わせは、産業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口）
（☎52-1111・内線331・343）をお願いします。

9. 相談

◆ 「公正証書作成についての無料相談」のご案内

日時	2月18日（月）～20日（水） 午前9時～午後7時 （昼休みを除く）
場所	都城公証人役場（都城市前田町15街区10の1号）
内容	相続・遺言・任意後見契約・尊厳死宣言・賃貸借契約・金銭消費貸借契約・離婚給付契約などの公正証書作成に関する 無料相談
申し込み方法	相談は無料ですが、プライバシー確保のため 予約が必要です



※お問い合わせは、都城公証人役場（☎22-1804）をお願いします。

◆ 「平成24年度こころの健康づくり講演会」

開催のお知らせ

地域住民が心の健康に関心を持ち、心の健康の保持増進を図ることによって「心豊かな地域づくりができる」ことを目的とし、次の日程で講演会を開催します。お気軽にご参加ください。

主催	都城北諸地域精神保健福祉協議会
日時	2月23日（土）午後2時～3時30分 (受け付け 午後1時30分～)
場所	都城保健所 多目的室 (〒885-0012 都城市上川東3-14-3)
内容	【講演会】 演題 「共有・共助・協力から生まれる絆づくり」 講師 <small>くすむれ</small> 楠牟禮 <small>てつや</small> 哲也氏 (都城市松之元自治公民館長)
参加料	無料
申し込み先	都城北諸地域精神保健福祉協議会事務局 都城保健所 健康づくり課 疾病対策担当 高野 (☎23-4504 FAX23-0551)
申し込み方法	電話またはFAXにより、 2月13日（水） までに申し込んでください

◆ 「こころの健康相談」のご案内

ご家族や関係者からの相談も受け付けます。ぜひ、ご利用ください。

項目	内容
期 日	2月25日（月）・3月21日（木） ☆原則として毎月第3木曜日になります。
時 間	午後1時30分～4時
場 所	都城保健所（都城市上川東3-14-3）
相談体制	保健師が事前に相談を受け、必要と思われる人については 医師による相談（予約制）を行います。 （無料）
相談内容	①精神科の病気、心の健康に関する問題など、精神保健一般 ②不眠、抑うつ、過食・拒食、リストカット、引きこもりなど ③アルコール依存、薬物問題、そのほかの依存など
申し込み方法	事前に下記、保健所保健師（疾病対策担当）へご相談ください。

都城保健所管内は県内でも自殺死亡率が高い状況にあります。自殺した人の背景には、心の病気などがあるにもかかわらず、気軽に精神科などの専門医を受診できない状況もあるため、保健所では随時相談を受け付けています。



※お申し込み・お問い合わせは、

都城保健所 疾病対策担当保健師(☎23-4504)にお願いします。

◆ 「人権相談」のご案内

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭関係（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩みごと相談」にも応じています。お気軽にご相談ください。***予約は不要です。**

★特設人権相談

期 日	担当者
3月6日（水）	南畑 静子

時 間： 午前10時～午後3時

場 所： 総合福祉センター「元気の杜」



★常設人権相談

1. 日 時： 平日の午前8時30分～午後5時15分

2. 場 所： 宮崎地方法務局都城支局
（都城合同庁舎5階相談室）

3. 担当者： 人権擁護委員・法務局職員



※お問い合わせは、特設人権相談：総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）

（☎52-1111・内線232）

常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局
（☎22-0490）をお願いします。

◆ 「弁護士による無料法律相談」のご案内

町福祉・消費生活相談センターでは、偶数月の第2木曜日に無料法律相談を開催しています。

期 日	2月14日（木）
時 間	午後1時30分～4時20分まで
場 所	町福祉・消費生活相談センター
内 容	多重債務や悪質商法など消費生活についての相談を実施しています（そのほか、法律上の相談・悩み事に対して、弁護士が適切に回答します）。
申し込み方法	相談は 予約制 です。1人30分以内で定員5人までです。相談を希望する人は 必ず1週間前 までに、電話または窓口でお申し込みください。なお、 個人の秘密は固く守られます。

※お申し込み・お問い合わせは、

町福祉・消費生活相談センター（☎52-0999）をお願いします。

◆ 「ふれあい福祉相談」のご案内

社会福祉協議会では、生活上の問題・結婚・離婚・金融上のトラブル・介護のことなどあらゆる相談を受け付けます。

また、電話での相談も行います。

○日 時： 毎日 午前9時～午後5時

（土・日・祝日は除きます）

○場 所： 総合福祉センター「元気の杜」



※お問い合わせは、社会福祉協議会（☎52-1246）をお願いします。

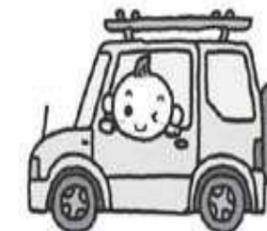
◆ 交通事故無料相談のご案内

都城地区交通安全対策協議会では、交通事故の相談を充実させるため、無料相談を行っています。交通事故でお困りのことがありましたら、どんなことでもご相談ください。

○日 時： 毎日 午前9時～午後4時

（土・日・祝日は除きます）

○場 所： 都城市役所2階 生活文化課内



★事前に、電話にてお問い合わせください。

※お問い合わせは、

都城地区交通事故相談所（☎23-0944）をお願いします。